

2021年10月6日

## 美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について

美浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力82万6千キロワット、定格熱出力244万キロワット）は、定格熱出力一定運転中、本日、9時37分、定期試験<sup>※1</sup>のため、A-非常用ディーゼル発電機を起動したところ、中央制御室で「Aディーゼル発電機トリップ」警報が発信し、自動停止しました。現場で「過速度<sup>※2</sup>」のトリップ警報が発信していることを確認したことから、同日9時43分に保安規定の運転上の制限の逸脱<sup>※3</sup>と判断しました。

現在、原因の調査を行っています。

なお、プラントの運転状況に問題はなく、本件による外部への放射性物質の影響はありません。

- ※1 非常用ディーゼル発電機の機能の健全性を確認するため実施している試験。
- ※2 設備保護のために自動停止させる回転数。
- ※3 保安規定第74条において、非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であることが求められている。

以上